

令和5年 第8回香芝市教育委員会会議（8月定例）会議録

日時 令和5年8月22日(火)  
午前10時00分より  
場所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉  
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治  
委員 三岡 正美  
委員 關野 英明  
委員 山田 綾子

〔事務局〕

教育部長 澤 和七  
まなび推進局長 津崎 弘美  
教育総務課長 玉村 晃章  
保健給食課長 土佐 潔孝  
学校教育課長 陀安 龍也  
学校支援室長 中里 倫  
こども課長 山内 隆弘  
生涯学習課長 柳原 訓  
文化財課長 奥田 昇  
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 木原 健次

- 日程1 定足数の確認
- 日程2 開会の宣言

教育長 それでは時間になりましたので、始めさせていただきます。  
出席者が定足数に達しておりますので、これより令和5年第8回香芝市教育委員会  
会議（8月定例）を開会いたします。  
委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切  
りになるか、またはマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第  
6条により、写真録音等が禁止されていますのでよろしく願いいたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、田中委員と山田委員をお願いいたします。

#### 日程4 諸報告について

教育長

それでは日程に基づきまして、日程4の諸報告として私から報告いたします。

7月27日(木)、初任者研修。午前中に今年度香芝市に配属された初任の先生方の研修を行っております。午後からは4月より香芝市に来られた先生方も入っていただいて研修を行いました。

7月28日(金)、小学校プール開放下校巡視。市内小学校10校プールを開放しておりますので、プールの下校時の様子を学校支援室長とともにほぼ毎日見に行かせていただいております。特に28日には、ある児童が家にお茶を忘れた様子で顔を真っ赤にして下校しておりましたので、お茶を分けてあげましたら、大変嬉しそうにしておりました。大変いいところに出会うことができました。

8月1日(火)、奈良県放送教育研究協議会の理事長・事務局長が来庁されました。11月24日に香芝市において、認定こども園真美ヶ丘東幼稚園、関屋小学校、香芝東中学校、香芝高等学校で放送教育研究大会が開催されるということをお聞きしております。

8月2日(水)、令和5年度第1回香芝市市史編さん委員会を開催しております。委員の委嘱、委員長・副委員長の選任、そして、今年度の編さん事業について確認いたしました。

8月3日(木)、学校支援室研修。道徳を行っております。藤井指導主事が講師として研修を行いました。たくさんの先生方の参加がございました。

8月4日(金)、香芝市小学校水泳記録会。下田小学校にて行っております。市内の5年生と6年生、160名の児童が参加し、元気に泳ぐ姿を、教育委員会として、部長以下、指導主事も含めて見に行きました。

8月8日(火)、第3回教科用図書選定委員会が開催されました。

8月9日(水)、学校支援室研修。いじめ対応について学校支援室長が研修を行ってくれました。それに私も参加しております。

8月10日(木)、奈良県学童水泳記録会。スイムピア奈良で開催されました。参加児童の48%が香芝市の児童でございました。大変、一生懸命、香芝市の子どもたちが泳いでいる姿を見させていただきました。

その日の午後、教科用図書選定委員会答申。大阪教育大学名誉教授赤松先生から答申をいただいております。

8月21日(月)、第1回香芝市いじめ不登校等対応委員会を開催いたしました。本市では副市長もこの委員会に入ってくださいまして、学校における諸問題について話し合い、検討をしていただいております。

同じく21日、教頭会研修。研修講師として指導主事の浦野指導主事が行いました。学校における諸問題についての話し合いをしております。

以上、諸報告でございます。

教育長

ただいまの報告につきましてご質問等がございますか。

教育長

ご質問等が無いようですので日程5に進みたいと思います。

教育長

まず、議題に入る前に、本日追加議案として諮第6号・諮第7号・諮第8号が提出されております。ここで議案を日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、追加議案を議案の3案件の後に追加し、審議することといたします。

日程5（1） 議第25号「令和6年度使用教科用図書の採択について」

教育長 案件（1）議第25号「令和6年度使用教科用図書の採択について」事務局より説明をお願いします。  
学校支援室長。

学校支援室長 ただいま提案になりました議第25号「令和6年度使用教科用図書の採択について」の提案理由を申し上げます。

まず、はじめに、香芝市教科用図書選定委員会につきましてご説明を申し上げます。香芝市附属機関設置条例の規定によりまして、本年第5回教育委員会会議でご承認をいただいた5名の方々に、去る6月2日に委員の委嘱または任命を行い、香芝市教科用図書選定委員会を設置いたしました。

この委員会の委員には、教科書選定に当たってより一層の公平性や開かれた教科用図書選定を行うため、保護者代表1名、大学教授2名を学識経験者として選び、また、学校関係者として市内校長会から2名を加えた計5名を委嘱・任命させていただいております。

選定委員会では、教育委員会から諮問を受けた来年度の教科用図書を選定するに当たり、調査部会を設置いたしました。調査部会の調査員は本市の小学校教員で構成され、調査員は香芝市に送付された各発行者の教科用図書を丹念に調査研究し、調査報告書を作成いたしました。

調査報告書の内容は、それぞれの教科書の内容や配列、使用上の便宜などについて調査したものとなっております。

選定委員会は、調査報告書を基にした調査員の報告を受け、各委員の協議、投票をもって選定を行いました。このような過程を経て教育委員会に答申をいただいたものでございます。

以上が選定委員会の経過でございます。

次に、教科用図書選定委員会からの答申をご報告申し上げます。選定に際しましては、調査の観点として、内容・配列・分量・表現、児童の発達段階や人権教育・特別支援教育からの視点、また、地域性の配慮、印刷製本、使用上の便宜に加え、調査員には、調査研究をしていただきました。これらの報告をもとに選定委員会で総合的に検討し、香芝市の実情に合わせ、本市で使用するにふさわしい教科書を選定していただきました。

お手元の議案書3ページをご覧ください。『令和5年8月10日香芝市教育委員会教育長、香芝市教科用図書選定委員会会長、令和6年度使用教科用図書選定について』というものでございます。

まず、令和6年度使用小学校教科用図書選定一覧表の中の種目と発行者を読み上げます。

『国語：光村図書出版、書写：教育出版、社会：東京書籍、地図：帝国書院、算数：東京書籍、理科：新興出版社啓林館、生活：教育出版、音楽：教育芸術社、図画工作：開隆堂出版、家庭：開隆堂出版、保健：東京書籍、外国語：東京書籍、道徳：日本文教出版』でございます。

続きまして、今度は参考資料になるんですけども、参考資料の1ページから2ページにかけてご覧ください。

13種目の小学校教科用図書の選定理由を申し上げます。

はじめに、国語ですが、選定理由を申し上げます。『児童の語彙や表現を豊かにする教材が充実しており、短い練習教材で学んだことを生かしながら、長い説明文を読むという教材配列になっており、児童の学びの実感に即して学習を深めることができる

内容になっている。』ということを選定の理由としております。

次に、書写ですが、『穂先の通り道が明確でわかりやすいよう、朱墨と薄墨を使った図版や、点画のリズムを擬音語で示すなど、基礎基本を重視するとともに、児童の発達段階に応じて系統的・段階的に内容が配列されている。』ということを選定の理由としております。

次に社会ですが、『学習成果をまとめる場面を小单元ごとに章末に設け、児童のノートやセリフ、話し合いの様子といった具体例が記載されており、主体的・対話的で深い学びに繋がるようになっている。また、QRコンテンツが豊富で、有用な情報が提供されており、発展的に学習を深めることができる。』ということを選定の理由としております。

次に、地図ですが、『見やすく読みやすい文字サイズならびに配列と、広く見渡した上で、詳細について深い学びにつなげることができる内容構成となっている。』ということを選定の理由としております。

次に算数ですが、『わかりやすい平易な記述・問題により、資質・能力を確実に定着させ、段階的に深い学びにつなげていくことができる内容構成となっている。また、指導者用デジタルブック、授業支援ツールが充実している。』ということを選定の理由としております。

次に、理科ですが、『日常生活・社会での学びを生かして、理科を学ぶ意義や実用性を実感できる構成となっている。授業支援アプリも共有できるデータが用意されており、共同学習にも活用できる。また授業支援アプリによる個別最適な学びがサポートされており、採用している端末との相性も良い。』ということを選定の理由としております。

次に、生活ですが、『児童の学習意欲を喚起する「わくわくスイッチ」、気づきの質を高める「発見ロード」、自己評価を促す「グングンハシゴ」など、児童の発達段階を踏まえた、主体的で深い学びにつなげることができる。』ということを選定の理由としております。

次に、音楽ですが、『題材ごとに、どのような活動を通して、何を学ぶのかが児童にとってわかりやすく示されており、見通しをもって主体的に学習に取り組むことができるとともに、対話的な学びを促す吹き出しが工夫されている。』ということを選定の理由としております。

次に、図画工作ですが、『学習指導要領で求められている資質・能力を育成するために、内容が適切に系統的にバランスよく配列されている。また、活動の様子や児童作品の写真が大きく掲載され、活動のイメージがつかみやすくなっている。』ということを選定の理由としております。

次に、家庭ですが、『題材が細かく配列され、スモールステップで学習が積み上げられるようになっている。また、各学年のテーマのもと、ストーリー性を持たせた題材の配列となっている。』ということを選定の理由としております。

次に、保健ですが、『学習の目標、内容が視覚的にわかりやすく示されているとともに、教科書に書き込む内容も、ポイントが明確に整理されており、その分量も適切である。また、深い学びにつながる動画や写真などのデジタルコンテンツが豊富に用意されている。』ということを選定の理由としております。

次に、外国語ですが、『全単元で学習過程が統一され、2・3单元ごとに既習事項が身についているかどうかを確認するページが設定されているなど、スパイラルに視野を広げていける構成となっている。また、QRコンテンツも充実しており、一斉授業・個別学習などに応じて使用することができる。』ということを選定の理由としております。

最後に、道徳ですが、『授業の流れに沿った3つの発問の例が全教材に示されており、児童も教師も授業の方向性を共有することができる。また、「多様な実践活動を生かした学習」を取り入れた展開で、ねらいにより迫っていくことができる。』というこ

とを選定の理由としております。

以上11教科、13種目でございます。なお、選定の視点といたしまして、候補となった各出版社の教科用図書は、国の検定に合格した基礎的要件を満たした上で、それぞれに特長を有したものであり、選定理由に記載した事項については、必ずしも、他社の教科用図書にそのような特徴が見られないというのではなく、選定にあたっては、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、香芝市の児童の実態や、これまでの本市における学習指導の積み重ね等を勘案しながら、種目ごとに各社の教科用図書を比較・検討したという旨、選定委員会より報告がございました。

なにとぞ慎重審議の上、原案を可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等がございますか。  
山田委員。

山田委員 8月7日と8月8日に選定委員会を開催したということですが、議論の様子などを教えていただけたらと思います。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 先ほども申し上げたことと重複するかもしれませんが、選定委員会につきましては学識経験者2名、そして保護者代表1名、そして学校長2名、合計5名で構成されまして、学識経験者の方を会長として運営されました。  
選定委員の皆さん方それぞれのお立場から、大変活発な議論をしていただきました。児童の立場に立った使いやすさであったり、見やすさはもちろんのこと、授業をする教員の立場においても、教材であったり、発問・指導上の便宜などにつきまして調査員の報告を参考に細部にわたって議論が交わされました。  
先ほど申し上げましたように、学識経験者の方、保護者代表の方が参加していただいたことで様々な視点で、活発な議論につながったと、このように考えております。以上です。

教育長 他に質問等ございませんか。  
三岡委員。

三岡委員 今回も教科書センターのほうで教科書の展示をされましたけれども、その結果市民の方々からはどのような反応がございましたでしょうか。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 今、委員がおっしゃっていただいた教科書センターですけれども、香芝市民図書館におきまして、6月14日から7月12日まで教科書センターとして開設をしておりました。  
市民の方からのご意見なんですけれども、このセンターに意見箱を設置しておりますので、この中に11通アンケートが入ってございました。例えば、「子どもたちが興味を持ってくれる授業になればいいなと願っています。」であったり、「どの教科書も大変工夫されている。」といったご意見、あるいは、「現在メジャーリーグで活躍されている選手のコラムが掲載されていて子どもが大変興味を持つ。」また「夢を持つことができるようなそんな工夫がされている。」などというご意見をいただきました。  
これらにつきましては、先ほど申し上げた選定委員会におきまして、委員の方々からご意見をいただき、選定の参考とさせていただきます。以上です。

教育長 他に質問等はございませんか。  
田中委員。

田中委員 参考資料を見させていただきましたら、全員一致で選定された教科と、投票結果が割れた教科と見受けられるんですが、具体的な選定方法についてご説明願えませんでしょうか。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 こちらも先ほどの話と若干重複するところがございますけれども、まずは調査員の報告を聞き、その後質疑応答をしております。  
そして、一旦調査員には退室をしていただきまして、そのあと本市の教育にふさわしい教科用図書を選ぶということのために、香芝市に送付されている各発行者の教科用図書のすべてについて、子どもたちの側に立った見方であったり、あるいは先ほども申しました、もちろん教える側からの見方、こういったいろんな角度から公正公平に検討を加え、活発な意見交換を行っていただくという協議の時間を取りました。  
その後、お一方、1社の投票をするということで、1種目ごとに、その都度その都度、委員会としての選定をしていただいたと、こういう方法になっております。以上です。

教育長 他に質問等はございませんか。  
三岡委員。

三岡委員 この小学校の教科用図書の選定において、現在使っているものと、発行者が変更になったものはございますでしょうか。もし、あるのであるならば変更に伴う問題点というものはいかがでしょうか。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 まず変更があった種目でございますけれども、全部で4つございます。『書写・算数・生活・図画工作』、この4つの種目に変更となっております。  
今、委員がおっしゃいました、変更に伴う問題点、ということでございますけれども、当然どの発行者の教科書も学習指導要領に沿って作られております。それぞれが検定を受けて選定対象となっておりますので、内容につきまして問題点はないというふうに考えております。また現場におきましても、この新しい教科書で子どもたちが学んでいくというふうに考えております。以上です。

教育長 他に質問等はございませんか。  
關野委員。

關野委員 令和3年1月26日の中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」ということで、すべての子どもたちの可能性を引き出す。個別最適な学び、協働的な学びの実現についての答申がなされていますね。これらを実現するうえで教科書にどのような工夫が見られましたかということをお聞きしたいです。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 今おっしゃいました「個別最適な学び、協働的な学びを実現するために」ということでございますけれども、今回の教科書の選定におきましても、例えば、それぞれの

子どもたちに応じて適切に多様な学びの手段を組み合わせる、紙媒体、デジタル、支援ソフト等々、子どもたちの学びの選択を増やす、言わばハイブリッドな教育環境を実現するための工夫が見られていたかと、このように考えております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 続きまして、香芝市の学校教育の指導方針における重点項目の一つとして、「インクルーシブ教育システムの構築を目指している。」ということですが、採択する教科用図書はどのような配慮がなされていましたか。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 今回選定いたしましたすべての教科用図書につきまして、配色であったり形状、またデザインに配慮したカラーユニバーサルデザイン、あるいはユニバーサルデザインフォント等を採用されております。すべての子どもたちにとって、見やすく、そして読みやすい、そして支障なく学習できるように配慮した編集がなされているかなど、このように考えております。以上です。

教育長 山田委員。

山田委員 登下校の際の熱中症対策などで携行品の配慮であったり、置き勉強について学校ごとに対応が行われているんですけれども、学習によっては自宅に持ち帰るということもあるんですが、選定された教科書の重さについてお伺いしたいです。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 例えばでございますけれども、上下巻2冊の構成に製本されていたり、あるいは用紙そのものの軽減化を図っている、あるいは、ページの削減をした分、資料であったり、様々な学習のコーナーをQRコンテンツ、いわゆるデジタルコンテンツに移行させるなどあらゆる角度から、教科書自体の軽量化に向けた工夫が見られておりました。以上でございます。

教育長 本案につきまして他に質問等はございませんか。  
田中委員。

田中委員 私の先ほどの質問に少し関連した部分なんですけれども、選定結果の表は最終的な表だと思うんですが、途中で意見が割れて、1度で選定しきれなかったとかそういうことはありましたでしょうか。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 委員のおっしゃる通り、大変活発な議論、討論がなされる中で、最終的には1人1社という形で投票していただいて選定するんですけれども、どの種目にもやはり、それぞれすぐれた特徴がございましたので、おっしゃる通り意見が分かれるものもございました。実際の最終的な投票の場面におきましては、1種目のみ、再投票ということになりましたが、特に選定が困難になったというようなことはございませんでした。以上です。

教育長 他に質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程 5 (2) 議第 26 号「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について」

教育長 案件 (2) 議第 26 号「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について」を事務局より説明お願いいたします。  
教育総務課長。

教育総務課長 ただいま提案になりました議第 26 号「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について」の提案理由をご説明申し上げます。議案書 4 ページから 6 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。

本案は、令和 4 年 9 月 29 日合意の「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議書」を廃止し、今回新たに協議を行うものでございます。

内容としましては、こども課の指導主事が新たに福祉部保育課職員を兼ねるというものでございます。

今回の変更により、民間保育施設が運営に関して監査等の指摘を受けた際、保育課の指導主事が窓口となり、相談及び指導助言を行う業務を早急に行うことが可能となっております。

また、一部人員の異動に伴う文言の調整を行ってございます。なにとぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。  
田中委員。

田中委員 参考資料にいただいている以前の協定書では、市長部局の補佐を教育委員会側がするというような形が主な指導主事の役割だったのかなと思うんですけども、今回新たに第 2 条の部分で「指導主事(幼稚園長兼務の職員に限る。)は福祉部保育課職員を兼ねる。」というふうになっています。今、少し説明はいただいたんですが、個人的にわかりにくいなと思っているのが、新たな指導主事さんの具体的な仕事内容ですよね。それについてもう少し説明していただけたらなというふうに思います。

教育長 こども課長。

こども課長 保育課の権限事項である民間こども園への教育及び保育の内容、子育て支援等の計画に対します指導助言を、お願いするものでございます。今、今回の第 2 条に関わる部分につきましては、やっぱりこども園というのは、保育的な要素の部分の指導もありますけれども、幼稚園 1 号への指導というところもありますので、幼稚園長を兼ねる指導主事の先生にも、保育課の業務を担っていただきたいということを聞いております。以上です。

教育委員 田中委員。

田中委員 当然こども園という部分は理解できましたけど、今までこの部分がなくてやってきたじゃないですか。にもかかわらず、第 2 条を作って業務をオーバーラップさせる必

要がどこにあるのかというのが非常にわかりにくいと思います。元々、機構改革で「こども課」という1つにあったものを、「こども課と保育課」2つの形にしました。多分、普段の業務としては基本的にほとんど何の支障もないのではないのかなというふうに思っているんですけど、以前からの状況から踏まえてあえてこれを、新たに作って、お互いが仕事を渡し合いをするというか、わざわざそういうことを書く必要があるのかなという部分等々ありまして、今民間のこども園という部分のそういうお話もいただいたんですけども、何か特に不具合があったとかっていう具体的な何かがあったんですか。

教育長                   こども課長。

こども課長            昨年10月に機構改革がありまして、そのときは保育課長とこども課長が兼務していて全く問題はなかったんですけども、この4月から保育課長とこども課長それぞれに職員が配置されたことによりまして、手続き上、保育課に係る業務については保育課長がこども課長にその仕事を依頼して、こども課長から指導主事に指示するというそういった流れになっておりました。そういった手続き上、保育課長がこども課長を経由をするというところが事務の効率的ではないというところがありましたので、保育課長がこども課長を経由せずとも直接指揮命令できるよう、保育課職員との兼務をお願いしたいということ聞いております。以上です。

教育長                   田中委員。

田中委員            確かにこういう条文をきちんと作って、お互いが必要な仕事をそれぞれ直接指示できるというふうにお伺いしたんですけども。これ本来は、市長部局の補助執行という形で教育部サイドが、その部分をさせていただいていたという部分があったと思うんです。シンプルな話でいうと、確かにきちんと組織として考えれば、条例を作って機構改革に合わせてこれを変えるという部分も必要かとも思うんですけども、わざわざ新たにこの第2条を書き加える必要がどこにあるのかなとは思いません。だいたいの内容は理解出来ました。もともと教育委員会サイドで補助執行する必要があるのか、機構が分かれたということであれば、それぞれの本来の仕事というものもあると思いますので、そこら辺もゆくゆく検討していつてもらえたらなというふうに思います。以上です。

教育長                   教育部長。

教育部長            ご意見いただいた部分につきまして、今後、市長部局と協議する際にそのあたりも含めて検討の方をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長                   他に質問等はございませんか。

教育長                   本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員                   (「異議なし」の声あり)

教育長                   ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

教育長                   続きまして、案件(3)諮第5号及び追加案件(1)諮第6号、追加案件(2)諮第7号、追加案件(3)諮第8号については、まだ公開されていない内容を含んでおりますので、秘密会として審議したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

各委員  
教育長

(「異議なし」の声あり)  
ご異議がないようですので、案件(3)及び追加案件(1)、(2)、(3)の審議は秘密会としてさせていただきます。傍聴人の方は退席していただきますようお願いいたします。

( 非公開部分 )

日程5(4) その他

教育長

それでは、案件(4)その他として各課より報告があればお願いいたします。  
学校教育課長。

学校教育課長

夏季休業期間についての報告です。令和2年度から4年度の夏季休業を短縮して8月24日までとしていましたが、昨年度、教育委員会会議でも様々なご検討をいただき、今年度より2学期開始を9月1日とさせていただきました。今年も猛暑が続いており、奈良県北部の最高気温は昨日までの1週間平均で35度に達している状況です。  
保護者の皆様には2月10日に夏期休業延長を案内しておりますが、これまでお問い合わせや不安の声は1件もいただいておりません。  
このことから、夏季休業が延長されたことにより、保護者の皆様も健康面で安心いただいているのではないかというふうに考えております。  
なお、夏季休業最後の2日間、30日31日につきましてはオンラインを活用して管理職から児童・生徒に対しての呼びかけを行う予定としています。2学期開始に向けて生活リズムを整えること、また、休み明けの不安の解消を目的としたもので、少しでもスムーズに2学期のスタートを切ることができるようにという取り組みであることを報告させていただきます。以上です。

教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんか。  
田中委員。

田中委員

先ほどの夏休みの短縮を元へ戻したという件ですが、幸か不幸か、今年はいつもの年よりも7月8月の気温が高くて正直、ホッとしています。去年のままでしたら、もうとんでもないことになっていたのではないかなというふうに思っています。夏休みを戻したことは非常にありがたいことだなと思います。  
最近つくづく思うんですけれども、いわゆる「PDCAサイクルをまわしていかないあかん」というふうになっていきますけど、その前に認識することが大事で、それに対してどう対策対応を取ろうかということを考えることが非常に大事なのかなというふうに思います。  
そういう意味では、私、教育委員の至らないところを、事務局の皆さんからデータ提供いただくことで、いろいろ先手、先手をこういう形で打っているということは非常にありがたいと思います。またそれが、学校に通っている子どもたちの安心・安全に繋がるということで、これが何よりも喜ばしいことかなというふうに思っています。こういう形で、「懸案」となっているような形になっていきますが、学校再編であるとか先ほどの長寿命化も含めて検討委員会で検討いただくということで、私たちの気づかないデータであるとか、考え方であるとか、いろんな意見をいただいて、私たち自身が絶えずアップデートしていかないと正しい教育行政を運営できないと思いますので、これからもいろいろとご提案等をいただけたらと思います。以上です。

教育長

ありがとうございます。先ほども申しましたが、夏休み中、学校のプール開放を何

回も見に行かせていただきました。県の水泳記録会の香芝市の参加率はかなり高く、学校支援室として学校に呼びかけている等の配慮点があったら報告をお願いします。  
学校支援室長。

学校支援室長 教育長からのお話もありましたように、今夏、各小学校ですね、学校のプール開放をしている中で大変子どもたちも生き生き・伸び伸びと頑張っている姿が見られました。それと同時に先ほど委員の皆様方からもご懸念いただいているような今夏の暑さについて細心の注意を払う必要がございます。

私どもの方からは、例えば、実施の可否であったり、子どもの体調管理のことについてであったり、暑さ指数などを基準とした判断基準を市教委から各校に通知をしておるところでございます。

そんな中で、子どもたちが安心・安全に過ごせるようにということは常々学校に指示をしておるところでございます。以上です。

教育長 今のことにつきまして何か質問等ございますか。  
關野委員。

關野委員 環境省から暑さ指数が出ていますね。私、現職の時には暑さ指数に本当に敏感にやっておりました。指数に警戒区域や注意区域などがありますが、注意喚起のために旗をグラウンドのよく見えるところに立てていたんです。特に警告の時には、その旗を立てて、「グラウンドに出ている生徒は全員教室に入りなさい」と指示を出して暑さ対策をやったことがあります。グラウンドの体育倉庫のところに、気温計を設置して、ある程度高くなったらピピッピーと警告音が鳴ったりしてね。それで子どもの熱中症対策をとっておりました。だから今、暑さ指数をうまく各学校で活用出来ているのかなと疑問に思っていたんです。中学校の近くを通っていたら、指数が警告となっているのに、本当に暑い中、野球やテニスの部活動をやっていて、本当に体は大丈夫なかなと心配しておりました。だからちょっとその辺を各学校に徹底して子どもを守るということを考えて欲しいなと思います。

学校支援室長 ご意見ありがとうございます。委員おっしゃる通りかと思えます。暑さ指数計の適切な場所への設置、そしてこまめな数値の確認、こういったことはしっかり学校にも徹底して参りたいと、このように考えております。以上です。

教育長 他に報告等ございますか。

教育長 それでは、以上をもちまして今回の教育委員会を終わりたいと思います。次回、令和5年第9回教育委員会会議は、9月29日、金曜日、10時を予定しております。

教育長 本日の案件は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和5年第8回教育委員会会議を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。以上で散会いたします。

(午前12時00分 閉会)